

かけはし

2020
8.1
No.757

くらしの
情報紙

広報ほんべつ ● 発行 本別町 ● 編集 企画振興課広報電算担当
● 代表 0156-22-2141 ● 課直通 22-8121 ● FAX 22-3237
※本別町の電話・FAX番号の市外局番は、すべて0156です
● ホームページ <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

防火管理講習会のお知らせ

防火管理の資格に関する講習が次の通り実施されます。

- ▶ 講習種類
甲種防火管理新規講習、乙種防火管理講習

- ▶ と き
9月29日(火)・30日(水)
いずれも午前9時30分～午後4時
※乙種防火管理講習は29日(火)の1日のみです

- ▶ ところ とかち広域消防局
- ▶ 申込期間 8月3日(月)～8月28日(金)
- ▶ その他
受講費用や申し込み方法等、詳しくはとかち広域消防事務組合のホームページをご覧ください
か、次までお問い合わせください
- ▶ 申し込みおよび問い合わせ
とかち広域消防局予防課予防指導係
☎ 0155-26-9124
本別消防署予防課 ☎ 22-2007

町国保病院からのお知らせ

8月1日～15日の診療予定

☎ 22-2025
ホームページ (<http://www.honbetsu-kokuho-hp.jp/>)

受付・診療時間	午前	受付 7:30～11:30 診療 8:45～12:00 (医師の診療は9:00～)							午後	受付 11:45～16:30 (◎16:00まで) 診療 13:30～17:15				夜間	受付 17:00～18:30 診療 17:15～19:00	
		1	2	3	4	5	6	7		8	9	10	11		12	13
診療科	日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
内科	午前			武田	草野	草野	武田	武田				草野	草野	武田	武田	
	午後			草野	武田	武田	草野	—				武田	武田	草野	草野◎	
外科	午前	休	休	一条	山下	—	山下	一条	休	休	休	山下	—	山下	一条	休
	午後			—	一条	山下	一条	山下◎				—	山下	一条	山下◎	
耳鼻咽喉科	午前			郡山	郡山	—	郡山	郡山				郡山	—	郡山	郡山	
	午後			—	—	郡山	—	—				—	郡山	—	—	
夜間外来	夜間			—	—	山下	—	—				—	—	—	—	

※夜間外来は第1・第3・第5水曜日に常勤医1名が交代で診察を行います

眼科 要予約	午後	受付 11:45～16:00 診療 13:30～17:15	6日(木)	整形外科	受付 7:30～11:30 診療 9:30～12:00	5日(水) 12日(水)
小児科 受付終了時間までにお越しください	午前	受付 7:30～11:30 診療 8:45～12:00	6日(木)	脳神経外科 初診時以外(2回目以降)は要予約	次回は8月19日(水)午後予定	
	午後	受付 11:45～15:30 診療 13:30～16:00		皮膚科 要予約	受付 11:45～15:30 診療 13:30～16:00	11日(火)
熱外来 受診前に電話連絡をしてから、ご案内の時間にご来院ください	午前	診療 11:00～12:00 (受付は11:30まで)	新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染拡大防止のため、必ずマスクを着用してください	泌尿器科	受付 11:45～16:30 診療 13:30～17:15	7日(金)
	午後	診療 16:00～17:00 (受付は16:30まで)		ものわすれ外来 要予約	お問い合わせください	
	夜間	診療 21:00～22:00				

※皮膚科外来は予約時間までにお越しください

■都合により診療予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。最新の情報は当院ホームページをご覧ください、電話でお問い合わせください。
■奥知久医師の次回の内科外来は8月20日午後と8月21日午前を予定しています。

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給している人は、8月から令和3年7月までの受給資格確認のため、届出が必要です。これは、各手当の受給者および生計を共にする扶養義務者（祖父母など）の令和元年中の所得状況等を確認するもので、提出がない場合、8月以降の手当を受給できなくなります。

該当者には、必要書類等を8月上旬に自宅へ郵送しますので、必ず提出してください。お手元に届かないなど不明な点があれば、次までお問い合わせください。

【児童扶養手当】

ひとり親家庭等に対して支給される手当です

▶提出書類

- ①児童扶養手当現況届
- ②児童扶養手当証書（全部支給停止中の人は不要）
- ③養育費等に関する申告書
- ④同居扶養義務者に関する調書

【特別児童扶養手当】

身体や精神に障がいがある児童の父または母等に支給される手当です

▶提出書類

- ①特別児童扶養手当所得状況届
- ②特別児童扶養手当証書（全部支給停止中の人は不要）

【共通事項】

- ・いずれの届出も、上記の他に所得証明書などを提出していただく場合があります。詳しくはお問い合わせください
- ・提出の際には、印鑑をお持ちください

▶受付期間

児童扶養手当 8月31日（月）まで

特別児童扶養手当 8月12日（水）～9月11日（金）

※土・日曜日を除く。期限厳守

▶提出および問い合わせ

子ども未来課 ☎ 22-8130

ひとり親世帯に臨時特別給付金が支給されます

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担うひとり親世帯の生活を支援する取り組みとして、臨時特別給付金が支給されます。

給付金には「基本給付」と「追加給付」があり、支払時期は8月中を予定しています。

【基本給付】

▶対象者

次の①～③のいずれかに該当する人

- ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない人

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

▶支給額

1世帯5万円、第2子以降がいる場合は児童1人につき3万円加算

【追加給付】

▶対象者

上記①・②の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった人

▶支給額 1世帯5万円

※申請について

- ・基本給付の①に該当する人→申請は不要です
- ・基本給付の②・③、追加給付の対象となる人→それぞれ申請が必要です

■その他

申請方法など詳しくは、町ホームページをご覧ください

■申請および問い合わせ

子ども未来課 ☎ 22-8130

町文化賞・スポーツ賞の候補者を推薦ください

教育委員会では、令和2年度の文化賞・スポーツ賞候補者の推薦を受け付けています。推薦の対象や推薦方法などは次の通りです。

【文化賞（文化奨励賞を含む）】

▶推薦対象

教育（学校教育・社会教育・体育）・学術・芸術等を通じて文化の進展に著しく貢献し、令和2年11月3日において本別町に5年以上在住する人または5年以上主たる事務所を有する団体

【スポーツ賞（スポーツ奨励賞を含む）】

▶推薦対象

- ①スポーツの普及振興に寄与し、その功績が特に顕著な個人および団体
- ②各種スポーツ大会において特に優秀な記録、成績を収めた個人および団体

【共通事項】

▶推薦期限 文化賞 8月31日（月）
スポーツ賞 9月30日（水）

▶推薦方法 各担当の窓口にある推薦用紙に必要な事項を記入し、提出してください

▶提出および問い合わせ

文化賞：中央公民館内社会教育担当

☎ 22-5111

スポーツ賞：町体育館内スポーツ担当

☎ 22-2331

受賞者の決定

受賞者は、文化賞審議会およびスポーツ賞審議会の審議を経て、教育委員会で決定します。受賞者には決定次第お知らせします。

受賞式は、11月3日（火・祝）午前10時30分から、中央公民館大ホールで行います。

資料館企画展関連事業「忘れないプロジェクト」 8月9日11時2分にシャッターを切ろう

現在開催中の資料館企画展では、ナガサキピースミュージアム（長崎市）から借用した「忘れないプロジェクト」の写真を展示しています。このプロジェクトは、長崎に原爆が投下された日のことを忘れないために毎年実施されていて、今の平穏な日常を写真で記録し、未来へ伝え残そうというものです。本別からも平和への思いを込めて、長崎に写真を届けてみませんか。皆さんの参加をお願いいたします。

【応募について】

- ①令和2年8月9日11時2分の日常を写真に撮ってください（テーマは自由）。スマートフォンで撮影してもOKです
- ②写真はA4程度のサイズでプリントして郵送、または画像データをメールで送信してください
- ③いずれも住所・氏名・平和へのメッセージ（一言で可）を添えてください
- ④募集期間は、8月9日（日）から8月31日（月）までです
- ⑤応募作品は、ナガサキピースミュージアムで展示されます

▶応募および問い合わせ

ナガサキピースミュージアム
〒850-0921 長崎市松が枝町7-15
☎ 095-818-4247
E-mail: museum@nagasakips.com
または、図書館 ☎ 22-5112

歴史民俗資料館で8月9日午前10時30分から午前11時30分まで、「せんそうほうき」のマスコット作りを行います。どなたでも無料で参加できますので、ぜひご来館ください。



子育て支援センターまつり中止のお知らせ

子育て支援センターほんべつでは、毎年9月に子育て支援センターまつりを開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することといたしました。

なお、「手作りおもちゃ販売会」は次の通り開催します。おもちゃの数に限りがありますので、興味のある人はお早めにご購入ください。

- ▶とき 9月12日（土）
午前9時～午前11時30分
- ▶ところ 子育て支援センターほんべつ
- ▶購入方法 子育て支援センターにて前売り券を購入していただき、上記の日に引き換えとなります
- ▶前売り券販売期間
8月25日（火）～9月4日（金）
- ▶その他
詳しいことについては、子育て支援センター・認定こども園ほんべつ・勇足保育所に掲示のポスターをご覧ください
- ▶問い合わせ 子育て支援センターほんべつ
☎ 22-8811

町税納期のお知らせ 8月25日（火）まで

町道民税	2期
国民健康保険税	2期
介護保険料	2期
後期高齢者医療保険料	2期

下水汚泥を有効利用していただける人を募集します

町では、下水汚泥を継続的に有効利用していただける人を募集します。

下水道管理センターでは、年間約54万トンの汚水を処理しています。その処理過程で発生する汚泥は濃縮、脱水され年間約490トンの「下水汚泥」となります。

下水汚泥には、農作物等の生育に必要な窒素・リンなどの肥効成分等が含まれています。また、有機質に富んでいるため、緑農地に適切に施用することにより、土壌の有機質が増加し土壌改良剤としての効果も期待できます。

▶汚泥の特徴等について

- ・特有の臭いがあり、含水率が約80%です
- ・凝集剤という薬品を使用するため、粘着性が強く取り扱いきにくい等の欠点もあります

▶その他

- ・申し込み前に終末処理場で一度、下水汚泥を確認していただきます
 - ・運搬は町で行います（1回4トン単位）
 - ・汚泥利用者には奨励金を支払います
 - ・施用する農地には町が土壌試験などモニタリングを行い、参考データを提供します
 - ・利用者は本別汚泥利用組合への加入が必要です
- ▶問い合わせ
建設水道課水道・下水道担当

☎ 22-8122

消費税および地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付について

個人事業者の人で、令和元年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません)が48万円を超える人は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。

「令和元年分の確定消費税額」とは、令和元年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告もしくは期限後申告を行った場合、または更正もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付 ～次の2つの方法のいずれかによることができます～

1 前年実績による中間申告

令和元年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税および地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税および地方消費税を納付してください。

令和元年分の確定消費税額(注)	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和元年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	8月31日(月) (振替納税利用の場合の振替日) 9月28日(月)
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和元年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額	国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) でご確認ください。
4,800万円超	年11回	令和元年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額	

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます

2 仮決算に基づく中間申告

「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を1課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません(マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります)。また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできません。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取り扱い」

- 令和元年分の確定申告書の提出期限が延長されているため、令和元年分の消費税の年税額が確定していない場合には、中間申告・納付をする必要はありません
- 令和元年分の消費税の年税額が確定している場合において、中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、提出期限の延長が認められます
- 中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、中間申告書の提出ができることとなった時点で、中間申告書の右上余白部分に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載して提出いただければ、事後的に提出期限の延長が認められます
- 当期の業績が悪化しているような場合には、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、「2 仮決算に基づく中間申告」の方法もご検討ください
- 中間申告書を提出期限までに提出することが可能な場合において、期限までに提出がなかったときは、提出期限において「1 前年実績による中間申告」の方法による中間申告書の提出があったものとみなされ、上記納付期限までに納税する必要があります。なお、一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予制度を適用できる場合があります
※その他、新型コロナウイルス感染症に関連した税務上の取り扱いについては、国税庁ホームページ(特集：新型コロナウイルス感染症に関する対応等について)をご覧ください

消費税および地方消費税の中間申告には、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」をご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

消費税および地方消費税(個人事業者)の納税には、振替納税が便利です。振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

－ 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp> －

問い合わせ 十勝池田税務署 ☎ 015-572-2171

65歳以上の人を対象とした高齢者実態調査にご協力いただきありがとうございました

町では、6月に65歳以上の人を対象とした「高齢者実態調査」を実施しました。調査の実施にあたり、お忙しい中ご協力をいただきましたことに厚く御礼申しあげます。調査結果につきましては、後日改めてお知らせいたします。

▶問い合わせ 総合ケアセンター高齢者福祉担当
☎ 22-8520

議会からのお知らせ

8月の議長との対話室

開設日 8月中の平日

時間	午前10時～正午 午後1時30分～午後4時 ※上記以外の曜日・時間帯でも、希望があれば相談に応じます
申し込みおよび問い合わせ 議会事務局 ☎ 22-8123	

釧路弁護士会からのお知らせ

8月の無料法律相談

開設日 21日(金)

時間	午後1時30分～午後4時30分
ところ	アースホール2階OA室
予約	前日までに電話による予約が必要です※当日の受け付けはいたしません
予約先	釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877
【予約時間】平日 午前9時～午後5時	

問い合わせ ・釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877
・企画振興課広報電算担当 ☎ 22-8121



新着図書案内

【おとなむけ】

黙示 今野 敏
連の ゆく え 梶 よう子
あしたの華姫 畠中 恵
廉太郎のオト 谷津 矢車
つながりません 長岡 弘樹
ヒポクラテスの試練 中山 七里
美女ステイホーム 林 真理子
カビの取扱説明書 浜田 信夫
高校生のための税金入門 小塚 真啓
空気を読みすぎる子どもたち 古庄 純一
ういてまて 齋藤 秀俊
おひとりさまでも最期まで在宅 中澤 まゆみ
そうざい 麵 ワタナベ マキ

【こどもむけ】

恐竜まみれ 小林 快次
十年屋 4 廣嶋 玲子
みんなでウイルスとたたかおう! アリックス ウッド
ジャングルジムをつくらう!(絵本) 三浦 太郎
100[ひゃく](絵本) 井上 佐由紀
妖怪のど自慢(絵本) 広瀬 克也
ヒロシマ 消えたかぞく(絵本) 指田 和

募集します

募 = 募集のお知らせです

募 とかち広域消防事務組合 消防職員

- ▶受験区分 大学卒、短大卒、救急救命士、高校卒
- ▶採用月日 令和3年4月1日
- ▶試験会場 とかち広域消防局庁舎(帯広市西6条南6丁目3番地1)ほか
- ▶試験案内配布場所
7月27日からとかち広域消防局総務課、十勝管内各消防署と帯広市役所1階総合案内で配布するほか、とかち広域消防事務組合ホームページにも掲載しています
- ▶その他 採用人数、試験日程、応募方法は試験案内にて確認をお願いします
- ▶問い合わせ
とかち広域消防局総務課人事給与係
☎ 0155-26-9121

募 公営住宅の入居者

- ☆各住宅、応募前に室内を見学できます。事前にご連絡ください
- ☆単身入居も可能です
- ☆応募方法や選考方法等詳しくは、建設水道課管理担当へお問い合わせください
☎ 22-8122

●受付期間 8月3日(月)～7日(金)

新町団地(平屋建て 1棟4戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
S61	26棟1号	3LDK	13,200～19,700 (24,500)	有	無

北6丁目団地(3階建て 1棟9戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H3	A棟2-2号 (2階)	3LDK	21,400～31,900 (42,100)	完備	レンタル
H3	B棟3-3号 (3階)	3LDK	21,400～31,900 (42,100)	完備	レンタル

北8丁目団地(3階建て 1棟6戸)

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H8	D棟2-1号 (2階)	2LDK	19,100～28,500 (37,500)	完備	レンタル

※北6丁目団地、北8丁目団地の給湯レンタルおよび灯油、ガスの契約は指定業者となります

8月暮らしのカレンダー

日・曜	役場・文化・スポーツ等の行事	
1 土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。	・夏のお楽しみ会 14:00～ 栄町児童館 ・水あそび 14:00～ 東児童館
2 日		・図書館休館日
3 月	・保育所開放日 9:00～11:00 勇足へき地保育所 ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
4 火		
5 水	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
6 木	・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館	
7 金	・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
8 土	役場は休みです (ごみ収集は土・日曜日を除き行います) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(日曜日を除く)と急患は受け付けます。	
9 日		・図書館休館日
10 月		山の日 ・図書館休館日 ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～
11 火	・高齢者生きがいクラブ民謡 10:00～ 中央公民館	
12 水	・運転免許更新時講習〔一般〕10:00～〔優良〕11:30～ 中央公民館 ※事前に本別警察署窓口で更新の手続きをお願いします ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
13 木	・銀河サロン 9:30～11:30 アースホール	
14 金	・行政相談 10:00～12:00 中央公民館第1和室 ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
15 土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析と急患は受け付けます。	

図書館からのお知らせ

ぶっくるカフェ

営業日 5日(水)・7日(金)

時間 午前10時30分～午後3時30分

問い合わせ 図書館 ☎ 22-5112
 ※12日(水)・14日(金)はお休みします

特別定額給付金(1人につき10万円)の申請はお済みですか?

▶申請方法 郵送、オンライン申請、窓口持参の3方式

▶提出書類
 ①特別定額給付金申請書
 ②世帯主の本人確認書類(健康保険証や運転免許証のコピー)
 ※オンライン申請の場合は不要
 ③振込先口座の通帳のコピー

▶受付期限 8月11日(火)まで

▶問い合わせ
 特別定額給付金グループ
 ☎ 22-2141 (内線229)

中央公民館ロビー展

町内各団体や個人の皆さんが作品等を展示します。どうぞご覧ください。

内容	出展者	期間
「十勝のアウトドア」フォトコンテスト入賞作品展	企画振興課企画生涯学習担当	8月11日から 8月24日まで

▶開館時間
 午前8時30分～午後10時 ※月曜日は午後5時15分まで

▶問い合わせ 中央公民館 ☎ 22-5111

歴史民俗資料館企画展

**「7月15日本別空襲を伝える
 ～戦後75年、あの日を忘れないために～」**

8月30日(日)まで

▶開館日
 火～日曜日 午前9時～午後4時

▶休館日 月曜日・祝日

▶入館料 無料

▶問い合わせ
 図書館 ☎ 22-5112
 歴史民俗資料館 ☎ 22-2141
 (内線410)

教育相談フリーダイヤル ☎0120-627867

町教育委員会では、教育相談員を配置し心の悩みなどの相談に24時間対応しています